

「第15回美し国三重市町対応駅伝」市町交流選手制度に関する規定

本大会の開催趣旨の一つである「市町相互の交流・連携の促進」をふまえ、人口によるチーム力の格差を是正するため、他市町の選手を「市町交流選手」としてエントリーすることができるものとする。

- 1 市町交流選手を活用したチーム編成を認める。
- 2 市町交流選手制度についての詳細は、次の通りとする。
 - (1) 市町交流選手の適用可能区間
 - ①第5区（40歳以上男子）
 - ②第6区（ジュニア男子）
 - ③第8区（20歳以上女子）
 - ④第9区（ジュニア女子）※ただし、男子1区間1名、女子1区間1名の、最大2区間2名を上限とする。
 - (2) 市町交流選手の資格
市町交流選手については、次の各項全てに該当する者に限る。
 - ①（1）の適用可能区間において大会要項「10. 参加資格」(3)に該当する者
 - ②令和3年12月1日現在、三重県内に在住または勤務している者
 - ③いずれの市町からも参加依頼を受けていない者
 - ④原則として、いずれの市町であっても出場する意思のある者
 - (3) 市町交流選手希望の手続き
 - ①市町交流選手を希望する者は、別に設定する公募受付期間内において所定の手続きにより、「市町交流選手希望申込書」を運営委員会事務局あて提出する。
 - ②申込書を提出した者については、主催者による資格審査の上、「市町交流選手候補者名簿」に登載する。
 - ③「市町交流選手候補者名簿」に登載された者は、出場を希望する市町を、予め1市町に限り申し出ることができる。
 - (4) 市町交流選手適用の手続き
 - ①市町交流選手の適用を希望する市町は、別に設定する申請受付期間内において所定の手続きにより、「市町交流選手適用申請書」を運営委員会事務局あて提出する。
 - ②申請書を提出した市町については、主催者による審査の上、市町交流選手の適用を決定する。
 - ③市町交流選手の適用が決定した市町は、「市町交流選手候補者名簿」に登載された者の中から、希望する選手を、予め1区間につき1名に限り指名することができる。
 - (5) 市町交流選手希望の公募受付期間
令和3年12月1日から令和4年1月5日までの期間とする。

(6) 市町交流選手適用の申請受付期間

令和3年12月14日から令和3年12月18日までの期間とする。

なお、この期間以降に交流選手適用の必要が生じた場合は、随時申請を受け付ける。ただし、その期間は、大会参加の申込締切日である令和4年1月7日までとする。

(7) 「市町交流選手候補者名簿」からの候補者名削除

市町交流選手候補者が、令和4年1月7日までに、大会要項「10. 参加資格」に規定される範囲内において、いずれかの市町から選手として参加依頼を受けた場合は、これを優先するものとし、依頼を受諾した時点で「市町交流選手候補者名簿」から削除する。

(8) 市町交流選手の決定

市町交流選手は、次の①から③の順に決定する。

ただし、いずれの場合も、該当数が複数の場合は、市町交流選手の適用が決定した市町関係者による「抽選」を行う。なお、「抽選」に係る細則は、別に定める。

① 「市町交流選手候補者名簿」に登載された者が予め希望した市町

※1市町に複数の候補者が希望した場合は、「抽選」により決定する。

※①により決定しなかった候補者は、②または③により決定する。

②市町交流選手の適用が決定した市町が予め指名した候補者

※候補者1名に複数の市町が指名した場合は、「抽選」により決定する。

※①または②により決定しなかった候補者は、③により決定する。

③市町交流選手の適用が決定した市町

※1区間に複数の市町が希望する場合は、「抽選」により決定する。

※1区間に1市町が希望し、かつ、該当する候補者が複数の場合は、「抽選」により決定する。

④いずれの市町にも決定しなかった候補者がある場合、その候補者は、市町交流選手の適用が決定した全ての市町に対する、補欠の市町交流選手となる。

ただし、その大会出場は、既に決定していた市町交流選手が、大会当日までに、やむを得ない理由（病気・怪我等）により出場できなくなった場合に限るものとする。

※1区間に複数の候補者がある場合は、予め「抽選」により順番をつけることで、大会への上場順とする。

※いずれの市町にも決定しなかった候補者は、補欠の市町交流選手となることを辞退することができる。

(9) 市町交流選手の起用

市町交流選手が決定した市町は、市町交流選手が、大会当日までにやむを得ない理由（病気・怪我等）により出場できなくなった場合を除き、当該選手を必ず正選手として起用しなければならない。

市町交流選手の決定における「抽選」に係る細則（案）

- 1 「抽選」は、市町交流選手の適用が決定した市町関係者による、くじ引きによって行われる。
- 2 「抽選」は、市町交流選手の適用が決定した市町関係者が参加できない場合、若しくは、くじを引かない場合は、運営委員会事務局が代行することができる。
- 3 「抽選」は、市町交流選手の適用が決定した市町関係者、および運営委員会事務局以外の第三者が立ち会う。
- 4 「抽選」は、全ての場合において、番号付きくじを用いて行う。
- 5 「抽選」には、市町交流選手候補者が立ち会うことを妨げない。（くじを引くことはできない。）
- 6 「抽選」を行う日時及び場所等については、市町交流選手の適用が決定した市町ならびに市町交流選手候補者に対し、運営委員会事務局より別途連絡する。

※「市町関係者」とは、各市町のスポーツ・体育主管課職員または各市町の監督・コーチ、ならびに、これらに準ずる者とする。（いずれか1名が「抽選」に参加する。）

※「運営委員会事務局」とは、運営委員会事務局長・事務局次長・事務局員をいう。